

参考例です。
各組織で修正し利用してください。

自主防災組織規約(例)

(名称) ※自治会名を記入してください

第1条 この隊は、_____自治会自主防災隊（以下、「本隊」という。）
という。

(事務所) ※大半が隊長宅です（例：〇〇自治会自主防災隊長宅に置く。）

第2条 本隊の事務所は、_____に置く。

(目的)

第3条 住民相互の助け合いにより、火災、台風、及び地震等の災害における被害の拡大
防止を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本隊は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練に関すること。
- (3) 災害の予防対策に関すること。
- (4) 災害発生時における各組織に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) その他、防災に必要な事項。

(隊員)

第5条 本隊は、自治会地域内に居住する住民で構成する。

(役員)

第6条 本隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
 - (2) 副隊長 2名
 - (3) 班長 5名
- 2 隊長及び副隊長は自治会の役員をもって充てる。
- 3 班長は、隊員の中から選出する。

(役員の仕事)

第7条 隊長は本隊を代表し、災害発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその職務を行う。
- 3 班長は、それぞれ班の指揮にあたる。

(会議)

第8条 本隊に関する会議は、総会及び役員会とする。ただし、総会は、自治会の総会時に兼ねることができる。

(総会)

第9条 総会は、全隊員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、隊長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(役員会)

第10条 役員会は、隊長、副隊長及び班長によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(経費)

第11条 本隊の運営に要する経費は、区会費及び寄付金等をもって充てる。

(会費)

第12条 本隊の会費は総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第 14 条 監査は、毎年 1 回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 幹事は、会計年度の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。